

平成30年8月1日

個別事件検討会(債務整理手続における所有権留保付自動車の扱い)

有馬明仁

## 第1 事案の概要等 省略

## 第2 問題の所在

購入者(破産者)、販売会社、信販会社の三者間で、売買契約及び立替払契約が締結されたケースにおいて、信販会社が立替払をしたものの、未だに販売会社から所有者の登録を変更していない場合、信販会社からの引き揚げに購入者は応じなければならないのか。

## 第3 破産手続開始後の場合

- 1 信販会社が所有者として登録されている場合(信販会社=登録者)  
信販会社は、対抗要件を具備しており、別除権者となるので(破産法65条)して、引き揚げに応じなければならない
- 2 信販会社が所有者として登録されていない場合(販売会社=登録者)

### (1) 最高裁平成22年6月4日判決 ※破棄自判

#### ア 要旨

購入者に係る再生手続が開始した時点で上記自動車につき上記立替払をした者を所有者とする登録がされていない限り、販売会社を所有者とする登録がされていても、上記立替払をした者が上記の合意に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない

#### イ 判決の内容(一部抜粋)

「前記事実関係によれば、本件三者契約は、販売会社において留保していた所有権が代位により被上告人に移転することを確認したのではなく、被上告人が、本件立替金等債権を担保するために、販売会社から本件自動車の所有権の移転を受け、これを留保することを合意したものと解するのが相当であり、被上告人が別除権として行使し得るのは、本件立替金等債権を担保するために留保された上記所有権であると解すべきである。

すなわち、被上告人は、本件三者契約により、上告人に対して本件残代金相当額にとどまらず手数料額をも含む本件立替金等債権を取得するところ、同契約においては、本件立替金等債務が完済されるまで本件自動車の所有権が被上告人に留保されることや、上告人が本件立替金等債務につき期限の利益を失い、本件自動車を被上告人に引き渡したときは、被上告人は、その評価額をもって、本件立替金等債務に充当することが合意されているのであって、被上告人が販売会社から移転を受けて留保する所有権が、本件立替金等債権を担保するためのものであることは明らかである。

立替払の結果、販売会社が留保していた所有権が代位により被上告人に移転するというのみでは、本件残代金相当額の限度で債権が担保されるにすぎないことになり、本件三者契約における当事者の合理的意思に反するものといわざるを得ない。」

「そして、再生手続が開始した場合において再生債務者の財産について特定の担保権を有する者の別除権の行使が認められるためには、個別の権利行使が禁止される一般債権者と再生手続によらないで別除権を行使することができる債権者との衡平を図るなどの趣旨から、原

則として再生手続開始の時点で当該特定の担保権につき登記，登録等を具備している必要があるのであって（民事再生法45条参照），本件自動車につき，再生手続開始の時点で被上告人を所有者とする登録がされていない限り，販売会社を所有者とする登録がされていても，被上告人が，本件立替金等債権を担保するために本件三者契約に基づき留保した所有権を別除権として行使することは許されない。」

(2) 最高裁平成29年12月7日判決 ※上告棄却

ア 要旨

自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が売買代金債権を担保するため販売会社に留保される旨の合意がされ、売買代金債務の保証人が販売会社に対し保証債務の履行として売買代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で当該自動車につき販売会社を所有者とする登録がされているときは、保証人は、上記合意に基づき留保された所有権を別除権として行使することができる

イ 判決の内容（一部抜粋）

「4 自動車の購入者と販売会社との間で当該自動車の所有権が売買代金債権を担保するため販売会社に留保される旨の合意がされ、売買代金債務の保証人が販売会社に対し保証債務の履行として売買代金残額を支払った後、購入者の破産手続が開始した場合において、その開始の時点で当該自動車につき販売会社を所有者とする登録がされているときは、保証人は、上記合意に基づき留保された所有権を別除権として行使することができるものと解するのが相当である。その理由は、以下のとおりである。

保証人は、主債務である売買代金債務の弁済をするについて正当な利益を有しており、代位弁済によって購入者に対して取得する求償権を確保するために、弁済によって消滅するはずの販売会社の購入者に対する売買代金債権及びこれを担保するため留保された所有権（以下「留保所有権」という。）を法律上当然に取得し、求償権の範囲内で売買代金債権及び留保所有権を行使することが認められている（民法500条，501条）。

そして、購入者の破産手続開始の時点において販売会社を所有者とする登録がされている自動車については、所有権が留保されていることは予測し得るというべきであるから、留保所有権の存在を前提として破産財団が構成されることによって、破産債権者に対する不測の影響が生ずることはない。

そうすると、保証人は、自動車につき保証人を所有者とする登録なくして、販売会社から法定代位により取得した留保所有権を別除権として行使することができるものというべきである。」

(3) 大阪地裁平成29年1月13日判決 ※請求棄却

「前記前提事実(2)及び(3)によれば、①破産会社、販売会社及び被告は、平成26年11月28日、販売会社が、破産会社に対し、本件車両を代金215万7566円（諸経費を含む）で売却するとともに、破産会社が本件車両の上記売買代金215万7566円及び下取車の残債務額27万9534円を加えた243万7100円（本件所要資金）を販売会社に立替払をすることを被告に委託する旨の本件契約を締結したこと、②本件契約において、本件車両の所有権は、販売会社に留保され、被告が販売会社に対し立替払を行った場合、民法の規定に基づき、被告は当然に販売会社に代位し、販売会社の破産会社に対する売買契約に基づく債権の効力及び本件車両の留保所有権として販売会社が有していた一切の権利を行使することができるとされていたこと、③本件車両は、同日、所有者を販売会社、使用者を破産会社として登録がなされ、その頃、被

告は、販売会社に対し、本件契約に基づき、本件所要資金を立替払したことが認められる。

(2) 以上の事実によれば、販売会社は、本件車両の売買契約に基づく、本件車両の代金含む本件所要資金の支払債権（原債権）を被担保債権として、本件車両に対し留保した所有権を有し、被告は、破産会社の委任に基づき、本件所要資金を販売会社に立替払し、破産会社に対し委任に基づく事務処理費用の償還請求権を取得したと認められるから、被告は、本件車両の売買契約に基づく本件所要資金の支払債権（原債権）を被担保債権として、法定代位（民法500条）により、販売会社が本件車両に対し留保した所有権を行使することができるというべきである。

なお、法定代位は、債権者が有する債権及びその担保について、代位者の弁済により、法律上当然に移転するものであるから、債権者の担保権に対抗力がある限り、代位者は、担保権を第三者に対抗できると解され、本件では販売会社が本件車両の所有者として登録されている以上、法定代位により、本件車両に対し留保した所有権を被告が行使する際、本件車両の所有者として被告が登録されていることが必要であるということとはできない。

それゆえ、被告は、本件車両の所有者としての登録がなされていなくとも、販売会社が本件車両に対し留保した所有権を行使することができる。」

#### 第4 破産手続開始前の場合

##### 1 結論

購入者（＝破産者）が信販会社からの引き揚げを法的に拒否することはできない。

##### 2 理由

別除権を行使するためには、信販会社は対抗要件（登録）を具備する必要があるが、破産開始前であれば別除権の行使は関係ない。

※なお、引き揚げに応じた場合、偏頗弁済に該当する可能性はある。

#### 第5 本件について

省略

以上